

フレックスタイム制を試験的に導入 ～職員の働き方改革で市民サービス向上へ～

本市は、職員が自ら勤務時間を選択できる「フレックスタイム制」を試験的に導入します。職員一人ひとりが能力を最大限発揮できる環境を整え、市民サービスの質をより一層高めてまいります。

●試行期間

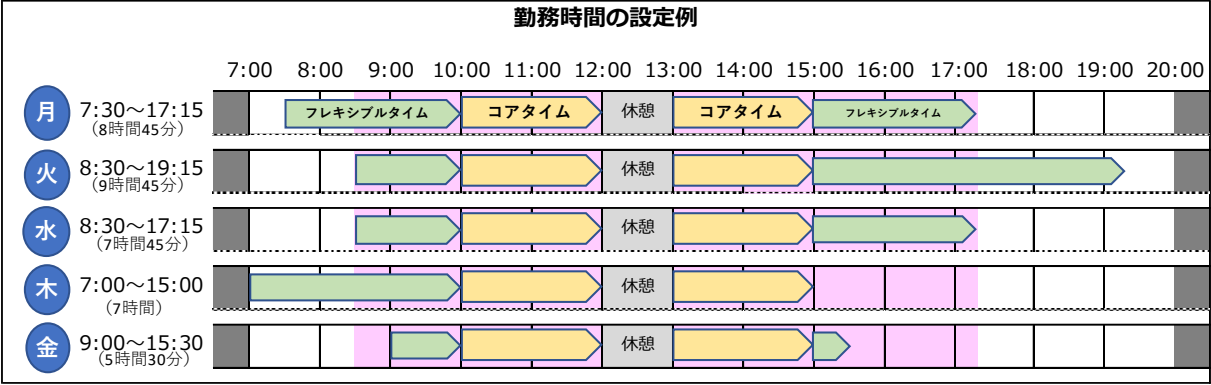
令和 7 年 11 月 9 日（日）～令和 8 年 1 月 31 日（土）

●対象職員

全職員（交代制勤務等、再任用短時間勤務、会計年度任用職員を除く）

●制度の内容

勤務時間帯	午前 7 時～午後 8 時の範囲で選択可能
コアタイム（勤務必須）	午前 10 時～午後 3 時
単位期間	1 ～ 4 週間で選択
週当たり平均時間	38 時間 45 分
週休日	土・日曜日。加えて週休 3 日設定時は 1 日追加
備考（市民サービスへの配慮）	※窓口業務が最も混雑する午前 10 時～午後 3 時を「必ず勤務する時間（コアタイム）」として設定 ※繁忙時間帯に必要な人員を確保し、市民サービスの品質を維持



※勤務時間を割り振らない日を週 1 日設けることも可能

●期待される効果

- ・職員一人ひとりが能力を発揮しやすい環境整備による、市民サービスの向上
- ・育児や介護などと仕事の両立支援
- ・公務能率の向上、公務職場の魅力向上
- ・職員の自己啓発や地域活動への参加機会の拡大